

令和8年度電気自動車用充電設備導入助成金



申請の手引き



対象期間

令和8年2月1日（日）から令和9年1月31日（日）まで
【対象期間】とは助成対象機器等の「設置」または「工事」が完了した日を指します。

申請期間

令和8年4月10日（金）から令和9年2月26日（金）（必着）まで
期間内であっても予算枠に達した時点で受付終了となります。

助成金の併用をお考えの方へ

国や都の助成金と併用ができます（ただし、補助の合計が助成対象経費を超えないこと）。
各助成金の対象や要件等については国や都へご確認ください。詳細は6ページをご覧ください。
※東京都「戸建住宅向け充電設備導入促進事業」との併用はできません。

問い合わせ・申請書提出先

杉並区 環境課 温暖化対策係

電話 03-5307-0672（直通）

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所 西棟 7階 1番窓口
午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く月～金）

杉並区公式ホームページにも掲載しています。

杉並区 電気自動車

検索



目次

助成対象機器、助成額.....	1
申請の要件	2
申請対象者.....	2
申請受付期間.....	2
対象期間.....	2
申請の流れ.....	3
郵送申請のご案内.....	3
必要書類（共通）	4
必要書類（申請者別）	5
注意点.....	5
その他.....	5
国や都、その他の助成金	6
国の助成金.....	6
都の助成金.....	6

助成対象機器、助成額

機器の種類	機器の要件	助成額		耐用期間
普通充電設備 (充電用コンセントを含む) 〈出力 10 キロワット未満〉	一般社団法人次世代自動車振興センター (以下、「センター」という)によって補助対象設備として指定している未使用の設備であること。	助成対象経費の内訳が確認できる書類（見積書または領収内訳書など）に記載の「機器本体価格の 1/4」と センターの「充電インフラ補助金制度」の補助金交付上限額のいずれか低い額に助成対象経費の内訳が確認できる書類に記載の工事費（上限 1 万円）を合計した額 ※V2H の場合、下線を、センターの「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の V2H 充放電設備補助金交付額に読み替える。	限度額 10 万円	8 年
急速充電設備 〈出力 10 キロワット以上〉			限度額 50 万円	
・センターのホームページ（ http://www.cev-pc.or.jp/ ）に補助対象充電設備の型式一覧表が掲載されています。一覧表に急速充電設備・普通充電設備ごとの補助金交付上限額が記載されています。				
・V2H は、同ホームページに銘柄ごとの補助金交付額が記載されています。				
				
【助成金交付額の計算例】 申請する型式：Panasonic 製 WK4322 助成対象経費の内訳が確認できる書類（見積書・領収内訳書など）に記載の工事費が 20,000 円、本体価格が 6,000 円の場合・・・				
① 助成対象経費の内訳が確認できる書類に記載の本体価格 6,000 × 1/4 = 1,500 ② センターの「充電インフラ補助金制度」の補助金交付上限額 2,000 ①が低い額のため、こちらが助成金算出過程に採用され、1,500 + 10,000（工事費の上限額） = 11,000 円（千円未満切捨て）が助成金額となる。				

機器の種類	普通充電設備		急速充電設備
	コンセント（ケーブル無し）	ケーブル付き	
	 	 	
想定される設置場所	戸建住宅、ビル、屋外駐車場、商業施設等		高速道路 SA 等
充電時間 (航続距離 160km)	約 7 時間		約 30 分
設備本体価格例 (工事費は含まない)	数千円（コンセントのみ） ～数十万円	数万円～数十万円	百万円以上

申請の要件

- ・機器が未使用品であること、またリース品ではないこと
- ・助成金対象機器の「機器の要件」を満たしていること
- ・**申請者、支払者が同一人**であること
- ・**令和9年2月26日(金)までに必要な書類をすべてそろえて提出すること**
- ・**同一申請者**につき、**1回に限り**申請可能
- ・過去に本助成を受けた対象機器等の耐用期間が、交付申請の時点で経過している場合は再申請可
- ・対象機器等は、耐用期間中において、適正に管理すること

申請対象者

以下①～④のいずれかに該当する方

- ①自らが居住する区内住宅等に対象機器を設置した**杉並区民の方**
- ②**区内に建築物等を所有**し、当該建築物等に対象機器を設置した**杉並区民の方**
- ③杉並区内に所有する店舗や事業所及び、所有する敷地内に対象機器を設置した**杉並区内中小企業者（法人、個人事業主）**
 - ・ただし申請時、代表者が杉並区内に居住している場合に限る
- ④杉並区内建物の分譲マンションの共用部分又はその敷地内に対象機器を設置した**区内管理組合または管理者**

申請受付期間

令和8年4月10日（金）～令和9年2月26日（金）（必着）

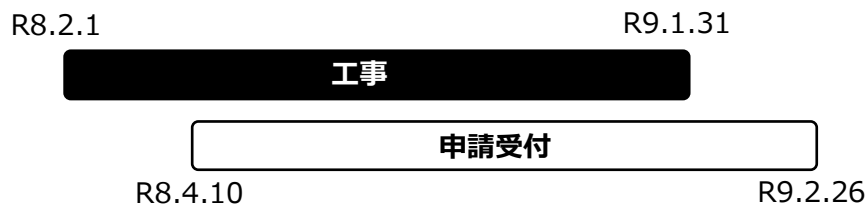
※**上記受付期間内であっても予算枠に達した時点で受付を終了します。**

※助成対象機器の工事及び支払が完了した後、申請に必要な書類をすべてそろえた上で申請してください。

不足や不備がある場合、受付できません。

対象期間

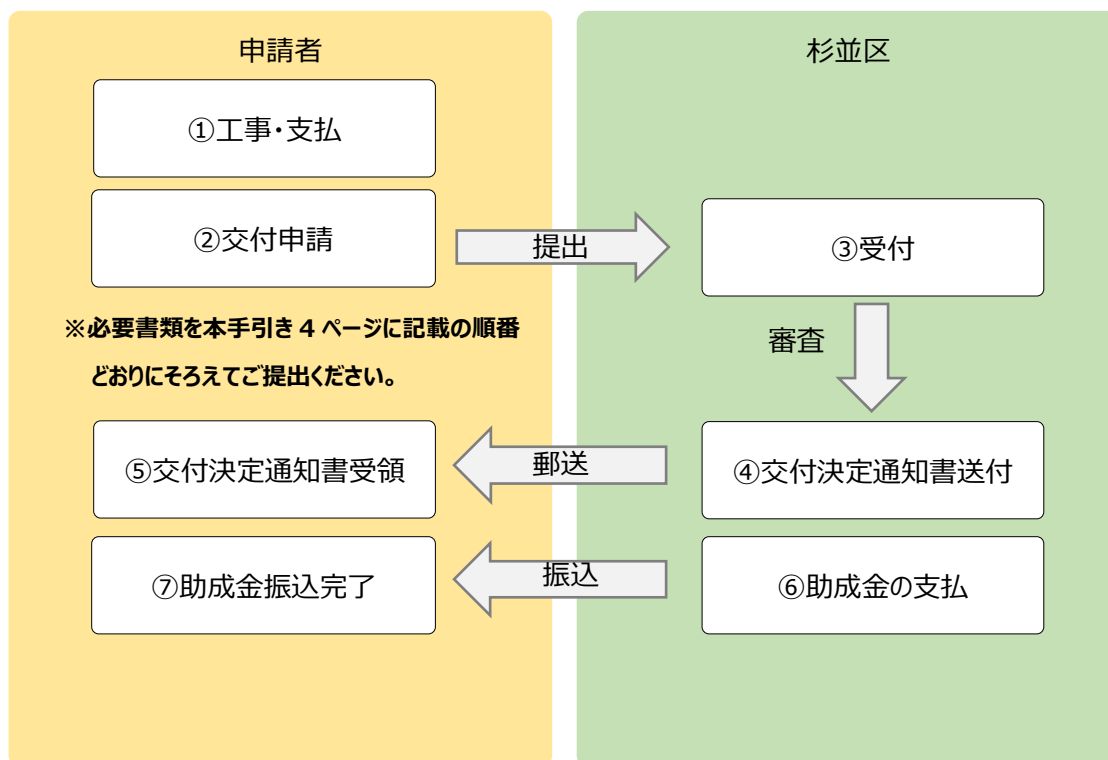
令和8年2月1日（日）～令和9年1月31日（日）



※【対象期間】とは助成対象機器の**「設置」または「工事」が完了した日**を指します。

申請の流れ

・申請者または代行者（施工者、販売店など）が環境課窓口（区役所西棟7階）または郵送で必要書類を提出してください。

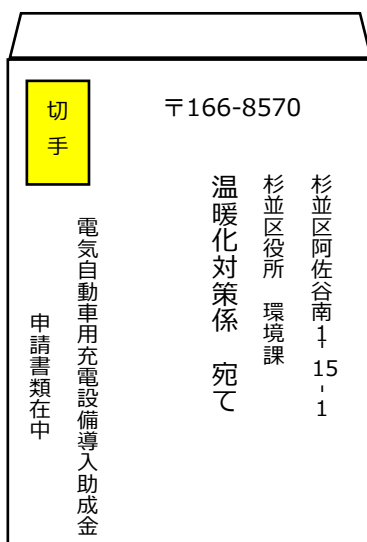


申請受付から振込みまで **1か月～2か月程度**かかります。

申請の状況によって、審査、振込手続きに時間を要する場合があります。

郵送申請のご案内

- ① **締切日（令和9年2月26日）必着**です。締切日に到着しない場合は受付できません。
郵便事故防止のため記録の残る方法（レターパック、特定記録、簡易書留等）でお送りください。
書類に不備があった場合に書類を返送できません。不備書類は再度ご提出いただきます。
- ② 代行者が申請書類を複数件まとめて提出する場合は、**1申請ごとに分けてクリアファイルに入れる等、書類が混ざることのないように注意してください。**
- ③ 提出された書類は返却できませんので、**必ず申請者用として手元に控えをお取りください。**





申請書送付先 ※切り取って郵便物の宛名としてご利用ください。

〒166-8570
杉並区阿佐谷南 1-15-1
杉並区役所 環境課 温暖化対策係 宛

電気自動車用充電設備導入助成金申請書在中

必要書類（共通）

- ・書類の不足、記入漏れ、記入誤りがないか確認してください。
 - ・**修正液、消せるボールペン、鉛筆等は使用できません。**修正箇所は二重線で消してください。
 - ・書類はすべて A4 サイズ（現像写真等は、A4 用紙に貼付）で提出してください。
 - ・申請書類は下記の順番に並べてください。本手引きがチェックシートを兼ねていますので、書類提出の際にご活用ください。
- ※申請者別に必要な書類もあります。P5をご確認ください。**

<input type="checkbox"/>	<p>申請書兼請求書（第1号様式） 振込口座は、申請者の本人名義口座に限ります。 <u>手続きの代行者（施工者、販売店等）を定める場</u> <u>合は記載が必要です。</u> <u>建物が共有または自らの所有に属さない場合は、裏</u> <u>面に共有者または所有者の同意についての記載が必</u> <u>要です。</u></p>	<p>第1、2号様式は区HPでダウンロードできます。</p>  <p>▼キーワード検索 「電気自動車」</p> <p>▼2次元コード </p> <p>▼ページ ID 検索 「8570」</p>
<input type="checkbox"/>	<p>完了報告書（第2号様式） <u>施工者に記入を依頼してください。</u></p>	
<input type="checkbox"/>	<p>杉並区に居住していることが確認できる申請者の本人確認書類（写） （例）マイナンバーカードの表面（裏面不要）、運転免許証、住民票の写し（続柄、本籍、マイナンバー記載不要）等 ※受付日時点で有効期限内であり、現住所の記載があるもの ※社会保険証やパスポートなど、住所が手書きのものは不可。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>領収書（写） ・申請者が助成対象経費の全額を支払ったことが分かること。 ・宛名が申請者と同一人でフルネームが記載されていること</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>助成対象経費の内訳が確認できる書類 （例）見積書、領収内訳書 等</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>パンフレット・カタログ等（写） 対象機器の<u>メーカー名、型式、形状、出力等が分かる部分のみ</u>提出</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>保証書または納品書（写） <u>申請機器の型式がわかるもの</u></p>	
<input type="checkbox"/>	<p>機器本体設置後のカラー写真 ※撮影日を記載（手書き可）してください。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>本体の型式表示部分のカラー写真（判別できる画質・大きさであること） ※撮影日を記載（手書き可）してください。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p><国・都の助成金を申請する方> 交付予定額が確認できる書類（写） （例）交付決定通知、交付額確定通知、申請書控え、計算シート 等 ※区に申請する助成対象機器等に対して国・都から交付される助成金額がわかるもの</p>	

必要書類（申請者別）

導入先に居住しない区民	<input type="checkbox"/>	建物の不動産登記の現在事項証明書（写）
区内中小企業者 （法人）	<input type="checkbox"/>	商業登記の現在事項証明書（写）
	<input type="checkbox"/>	建物の不動産登記の現在事項証明書（写）
区内中小企業者 （個人事業主）	<input type="checkbox"/>	導入先住所で事業を営むことが確認できる書類（写） 営業許可書、直近の確定申告書等
管理組合	<input type="checkbox"/>	管理規約（写）
	<input type="checkbox"/>	対象機器等の導入が決議されたことを確認できる書類（写） 決議書、議事録等
	<input type="checkbox"/>	現在の理事長が選任されたことを確認できる書類（写） 決議書、議事録等
管理者	<input type="checkbox"/>	管理規約（写）
	<input type="checkbox"/>	対象機器等の導入が決議されたことを確認できる書類（写） 決議書、議事録等
	<input type="checkbox"/>	管理組合の集会で現在の管理者が選任されたことを確認できる書類（写） 決議書、議事録等

※不動産登記、商業登記、法人登記の各現在事項証明書（写）は、法務局が発行したものを提出してください。

（登記情報提供サービスで取得したものは不可）

注意点

助成金を受ける方が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付額の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

- ・虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたと認められたとき
- ・助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
- ・杉並区暴力団排除条例に基づき助成金の交付が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資すると認められるとき

その他

- ・対象設備等の導入は、立地上または構造上の危険が生じないことを確認した上で行ってください。また、近隣への迷惑にならないように、使用により生ずる騒音等の発生の防止に配慮し、周辺環境の保全に努めてください。
- ・執拗に契約を急がせる業者には注意し、また紹介された業者だけでなく、複数の販売店から見積りをとるようにしてください。
- ・助成を受けた各機器の耐用期間中は適正に管理し、損傷や廃棄などが発生する場合は速やかに区へご連絡ください。
- ・必要に応じて、区から別途書類の提出または協力や調査を求める場合があります。
- ・申請が予算枠に達した場合は抽選を実施する場合があります。

国や都、その他の助成金

国、東京都およびその他の団体等の助成金と併用することができます。

※ただし、**助成金額の合計が助成対象経費を超えないこと。超える場合は区の助成が減額されます。**

※併用が禁止されている助成金もありますので、必ず併用先にもお問い合わせください。

国の助成金

一般社団法人次世代自動車振興センター

【U R L】<https://www.cev-pc.or.jp/>

▼二次元コード



都の助成金

クール・ネット東京

※**「戸建住宅向け充電設備導入促進事業」との併用はできません。**

【U R L】<https://www.tokyo-co2down.jp/>

▼二次元コード

